

予算特別委員会会議録 (3)			
日 時	平成 1 1 年 3 月 8 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、見楚谷副委員長、大畠・佐藤 (幸) ・新野・岡本・倉田・渡部 (智) ・横尾・佐々木 (政) ・西脇・高階 各委員		
説 明 員	平野・小原両助役、教育長・総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育 各部長、消防長、国体準備・監査委員 各事務局長 その他関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に佐藤 (幸) ・新野両委員を指名。付託案件を一括議題とし、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入る。

○ 倉田委員

市立図書館のネットワーク化について

小樽商大と小樽女子短大の各図書館とのネットワーク化が昨年 10 月から始まったが、これは市民に図書の選択の幅が広がり大変良いことである。相互の貸出しは現在どのようにされているのか。

○ 図書館長

市立図書館内に両大学の図書目録を置き、利用希望者にはその目録を見て窓口に出してもらおう。我々から両大学にファクスで照会し、貸出し可能であれば希望者に電話で連絡し、市立図書館の窓口で貸出している。

○ 倉田委員

利用者はその本を借りられるかどうかその場でわかるのか。

○ 図書館長

ファクスによる照会には何時間もかかる場合があるので、一旦、希望者には帰ってもらい、こちらから連絡している。

○ 倉田委員

利用者の立場から見ると効率が良くない。すぐその場でわかるとよいが、そのためにはどんなことが考えられるか。

○ 図書館長

パソコン等で検索できればその場で解決できるが、昨年 10 月からの実施で利用状況は予測ができなかった。今後の推移を見ながらさらに市民ニーズの拡大に向け努力したい。

○ 倉田委員

3 図書館のネットワーク化はあまり知られていないので、広報に一層の力を入れるとともに、検索用パソコンを 1 台でも導入してほしいが、経費はどのくらいかかるのか。

○ 図書館長

新聞報道のほか、図書館報「しらかば」にも毎月とりあげ周知徹底を図っている。パソコンは一式で 70 万円前後で、月リースでは 2 万 5,000 円程度と把握している。

○ 倉田委員

21 世紀プランに謳われている図書館の O A 化はなかなか難しいが、せめてこの程度なら可能ではないかと思う。大学側の事務量も減るので導入してほしいが、どうか。

○ 図書館長

大学図書館の他に道立図書館ともネットワーク化を実施しており、パソコン機器の導入を検討することにより、道立の 60 万冊・商大の 11 万冊・女子短の 4 万冊も合わせて 100 万冊以上と、図書の選択肢が広がり市民サービスの拡大になるので、さらに今後も努力していきたい。

○ 渡部 (智) 委員

新日本海フェリーの苫小牧東港就航について

小樽市としても重大な問題と認識し、以前から道に対し調整を要請していたが、市長が副知事に申し入れた 2 月 3 日の翌日には苫小牧港管理組合で航路許可をしている。要請を行ってきた 12 月段階からの動きはどうであった

のか。また、小樽市としてはこの間、具体的にどのような運動を展開してきたのか。

○ 港政課長

昨年 4 定の冒頭で全会一致で可決された要望意見書に基づき 1 2 月 4 日に副議長と小原助役が知事に対し、北海道の均衡ある発展の観点から、他地域、他港湾と十分に協議の上慎重に検討するよう申し入れた。その際、北海道開発局にも同様の要望を行った。要望に対し、道では 1 2 月 2 8 日に北海道港湾連絡協議会を招集し、小樽、石狩湾新港・苫小牧港両管理組合、留萌、岩内、室蘭の道央 6 港の港湾担当者の出席を求め意見交換を行った。また、引き続き開催された苫小牧東部開発関係市等北海道地域振興連絡調整会議で苫小牧港管理組合と岩内を除いた 4 港が出席した中で、苫小牧港東港区の利用は当面西港区が利用されるまでの暫定利用としたい旨の一定の考え方が示された。これに対し、小樽港としては当然すぐ容認できるものではないとの意見を述べ、道からは 1 月中ごろまでに各港の意見をまとめたい旨の意向が示された。その後もいろいろな調整を進めてきたが、本年 2 月 3 日に丸山副知事と各港の市長が会うという動きがあり今日に至っている。

○ 渡部(智)委員

要請が出されているのだから、道は結論を出す前に小樽や室蘭の港湾関係者と協議しようとする姿勢・取り組みが必要ではなかったのか。また、小樽市としては意見書が全会一致で可決されたという背景の下に、運動を起こすことができなかったのか。

○ 港政課長

港湾関係者から意見を聞きたいということに関しては、話し合いの場を設け、道の立場を説明したいという打診が 1 月にあった。しかし、小樽市としてはその段階では可か否かという結論が出ていない状況だったので、道の打診には否定的な見解を示した。その後も議会の意向を踏まえた市の考え方は一定程度道に伝わっており、2 月 3 日に市長が丸山副知事と会った時も同様の趣旨を伝えているので、引続き協議が行われ、この問題が整理されていくものと考えていた。

○ 渡部(智)委員

まだ先のことで、今後十分、道と協議しようという態勢だったのは分かるが、2 月 3 日に市長が副知事に会い、翌 4 日には苫小牧港管理組合が航路許可をし、5 日には起工式まで行われたという状況から考えると、市は結論を出す時期を読み違えたのではないかと思う。この一連の流れに対し、副知事は市長に陳謝したというが、それで済む問題なのか。

今後、市としてはどう対応していくのか。

○ 港湾部長

昨年 1 2 月 2 8 日の段階でも、道としては新日本海フェリーが 6 月就航を目指しており 1 月中には方向性を出したいと言っていた。その中で 1 月 1 4 日までに道央関係各港湾の考えを聞きたいとの道の申し入れがあり、小樽市としてはそれまでに関係者の意見を取りまとめるのは無理であると話してきた。その後、道から方法についていろいろ打診があったが、小樽市としては取り入れることができないとの議論を重ね、2 月 3 日に知事から市長に話したいという申し入れがあった。内容は暫定利用について容認したいので理解してほしい旨であった。その時点で苫小牧港管理組合の動きを道は予想しておらず、知らなかったということで一切その話はなかった。小樽市としても市長の考えを話し、もう少し時間をかけて市の意見を述べたいと言った。道が管理組合に対し、関係者への話は済んだと通知を出したことが今回の結果につながっている。

起工式が行われる等現実には事が進み、市としてはこの件に関し要望・意見を言わなければならないと思っており、港湾の基盤整備や物流の促進に向けた振興策を道に申し入れていきたい。道としても時間をかけて各港湾の要望を聞きながら相談していきたいと言っているのので、その方向で進めていきたいと考えている。

○ 渡部(智)委員

2月3日に道は内部で再度検討したいと言いながら、4日に管理組合が許可したことは副知事が陳謝した程度で収まる問題なのか。市長答弁では基盤整備を要望するとのことだがそれは日常ごく当然のことであり問題が違ふ。むしろ抗議するところは抗議すべきである。今後大事なのは経済振興の観点に立った地域港湾の均衡ある発展である。従前からずっと守勢の小樽に今後十分な対応ができるのか。抗議すべきところは抗議し、道の手落ち手落ちとしてはっきりさせながら、今後、港湾の振興策にどう向けていくのかというのが当たり前ではないのか。

○港湾部長

2月3日に話し合った後、5日に起工式が行われるなど全くの予想外だったので即、当日道に電話で申し入れた。その際、担当部局は「今朝まで知らなかった」と言ったが、半身半疑の気持ちで抗議した。その後、市としても遺憾の意を表明しない訳にはいかないということで、関係団体、議会の意見も含め2月16日に申し入れを行った。その中で、小樽港の発展のための基盤整備は日常行っていかなばならぬものだが、それに加えて、この機会に小樽市としての打撃も大きいので、更なる促進を道に申し入れていくことも必要と考えている。

○渡部(智)委員

この問題については今後どのように対応していこうと考えているのか。既に起工式まで行い6～7月の就航に向け進んでいるのでやむを得ないとするのか。この経過に対し、抗議を含め、道に対し調整を要請していくのか。

○港湾部長

道の説明では、苫小牧では上屋の建設に着手しているが、運輸省とも暫定ということで協定を交わしたとのことであった。暫定期間について問い合わせたところ、西港区の利用自体いろいろ考えており、できれば大型貨物船や企業を東港区に移す考えも持っているとのことなので、その環境が整うまでは暫定期間とすると断っていた。今後は、市の振興策を改めて検討し、特にそれを図ってもらうよう申し入れていこうと考えている。

○渡部(智)委員

簡単に暫定運営というが、周文埠頭そのものから東港にコンテナ船を含めた大型船、再開港というのは計画に位置付けられている。東埠頭への集約が将来的に出てくるが、西港へのフェリー導入は考えられないというのが苫小牧港の現港湾計画である。「暫定」で逃げるのはナンセンスであり、道央圏の港湾の関係者と十分話し合った上で取り扱うことが大事であり、今回の道の態度は非常に不満であり、納得できない問題である。

家畜伝染病予防法に基づく港指定について

議会として協議する場面がほとんどなく、2月5日の石狩湾新港特別委員会で報告を受け、一定の質疑をした。その後は今定例会の代表質問で取り上げられている。商工会議所及び港湾振興会は、12月末に「条件付同意」を出している。その経緯も関係者から聞いたが、直接影響を受ける冷蔵倉庫業者の話では、個々ではそれぞれの言い分が沢山あるという状況である。特に今回のフェリーの取扱いを含め、従来の流れからすると、動物検疫において「条件付」で道に預けて事がすんなり運ぶのか、きちんと守られるのか非常に疑問である。この「条件付同意」について、港湾部としてはどう受け止め、今後どうしようと考えているのか。

○港湾部長

12月28日付で振興会と会議所から集約された意見を得た。その中には協議に対する検討に当たり「条件」が付された。確かに港湾の検疫関係は非常に難しいものがあり設定当時もいろいろな経過があった。例えば以前に動物検疫の関係で苫小牧を指定する場合には生体と骨粉に限るとした等、いろいろ制限した中で指定したものもある。小樽市としても今まで経済活動の中で受けている権益を守ってもらいたいという気持ちが大いにあるので、それに向けて窓口の道に対し、強い指導性・調整役としての役割を発揮してほしいと要請していきたい。

○渡部(智)委員

振興会と会議所の考えは出されたが、現状、市としてはどのように考えているのか。

○港湾部長

時間をかけて関係者および庁内の意見を聞き、調整を図ってきた。振興会や会議所の意見は得られたが、最終的には議会としての意向を伺った上で判断していきたい。新港での検疫は小樽と同様のものを希望しており、物流促進の観点ではそれも有効とは思いますが、小樽市内の業界の集約された意向では、できることなら今まで通りにおきたいというのが正直な気持ちである。

○渡部(智)委員

もし結論を出すすれば、いつまでに出すと考えているのか。

私としては、フェリーの流れもあり、道が港湾に対してどれほど調整能力を持つか疑問である。道は陳謝したが苫小牧港管理組合で決定してしまった。一体、道の果たす役割とは何なのか。西港なら仕方ないが、東港にはこれまでの歴史的経過があってフェリー機能を導入しないというのが現知事の約束事である。そして、今回の動物検疫については小樽港の権益として守り継がれてきた。物流の変化の面では問題があったかもしれないが、それでもこれまで守ってきたものでまた道と調整するといっても、決めるのはあくまでも国である。しかし、仮に苫小牧が名乗りを挙げたら小樽はおそらく反対であろうし、石狩ならばよいという、この一連の流れをみていくとフェリーと同様の流れのようで非常に危険である。というのも、現在、港湾物流や内航海運において規制緩和が進展し、船型等が変わろうとしている。小樽としては、指定港のような法的枠組みについても権益として守るために官民一体となって運動を進めてきた。その中で、今、簡単に結論を出して道に上げて、それが国との関わりで大きく変化したときに、どのように考えるべきか非常に難しい。私は今年度内に結論を出すのは難しいと見ている。市としては、どの時点で返事をしようと考えているのか。将来の小樽港の権益を守る中でどう判断しようとしているのか。

○港湾部長

動物検疫の指定に関わる要請の状況については、昨年 6 月に市が新港背後地に誘致した企業から直接の要望があって以来、新港に立地する関連団体から新港管理組合と小樽市に対して要望が出された。その後、7 月 16 日に管理組合から市に協議文書が来た。それ以降、調査活動等に時間をかけてきた。議会の意向を伺うのは最近になってからだが、多くのご意見をいただき、市としてはできれば今年度中に管理組合に回答したい。

西港区・東港区の問題については、当初新日本海フェリーとしては西港区に入りたいということだったが、結果的に東港区になった。東港区に将来的にフェリー貨物が集約されていくという情報は聞いていない。どういう動きになっていくかは見守っていかなければならない。

業界としての意見もいろいろ聞いてきたところでは、やはり一番恐れるのは苫小牧が指定を受けた場合に大きな影響を受けることである。苫小牧はほとんどの畜肉を扱っており流れが変わってしまうことになるので、その点では市としても苫小牧のみの一極集中的な発展には賛同しがたく、均衡ある発展を目指していかなければならないと考えている。こうした面は道に強く調整してもらいたいと思う。小樽の従来からある権益については確保するよう、業界とともに動いていかなければならないと思っている。

○渡部(智)委員

これまで道に様々な形で要請してきたが、ほとんど応えていない。動物検疫についても「条件付同意」に基づき道に要請しても同じパターンで進むのではないかな。一つの機関を設置するのは、国としても非常に難しい。道自身が少なくとも新港管理者としての知事名で、これは新港のみだという考えで「条件付同意」をしていかなければ、同じパターンで進んでいくのではないかなと思う。新港管理者としての知事はそれらをどこまで考えた上で要望を出してきているのか。

○港湾部長

道としては、指定港の機能分担や地域の経済活動に十分配慮していくというスタンスである。市としても、苫小牧には指定しないようにとの思いはあるが、その面はこれから直接知事に対しても申し入れ、新港の協議に対する返答に当たっても、それを条件として付していきたいと思う。

○渡部(智)委員

フェリーと動物検疫の問題は、道が間に入るという面では同じである。したがって、小樽の權益をいかに守り、小樽港の存在性をいかに考えていくのか、今後一つ一つ分析・判断しながら政策的に問題解決にあたることが大切である。

○佐藤(幸)委員

学級崩壊について

今、全国的に深刻な問題として取り上げられているが、市内の小中学校ではあるのか。

また、過去にはあったのか。

○指導室長

報道等で取り上げられているのは小学校で発生している現象を示している。現在小樽では、「授業の成立が難しい」という学校は聞いているが、教師が複数であたるなどして心配な状態ではないと考える。

○佐藤(幸)委員

チームティーチングを導入しているところはあるか。

○指導室長

「授業の成立が難しい」学級がある学校とは相談して、当面たとえば教頭や空き時間の教師が担任を助けて授業にあたり改善されてきている。

○佐藤(幸)委員

高学年では「いじめ」の問題、低学年ではこの問題が今後激しくなっていく可能性があると思う。子どもがじっとしてられない・キレるという現象は 3 ～ 4 歳児からあらわれてきている。この原因は何だと考えるか。

○指導室長

学級崩壊については 90 年代半ばから報道等を通じて関心が高まってきた。様々な要因が考えられるが、学校の抱え込み意識が強すぎることで、家庭において少子化の流れの中で集団活動がうまくいかないこと、地域における人間関係の希薄化、子ども自身の忍耐力不足や子ども同士のふれ合いが少ないことなどがある。

○佐藤(幸)委員

子ども達が自己中心型で、意にそぐわないことはやらない。それが 3 ～ 4 歳から始まると、小学校に上がる頃にはもう学校だけで対処できる問題ではなくなっている。やはり、育てた親との関わり方をしっかりしていないと今後ますます増えていくのではないか。

○指導室長

学校だけで抱え込んで解決できる問題ではなく、保護者との協力が必要と考える。特に家庭におけるしつけが大切であり、今後、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら取り組んでいかなければならないと考える。

○佐藤(幸)委員

1 学級 40 人編成と関係があるのか。現状では、1 人の先生で 10 人位の生徒を見るのが精一杯ではないかという話になってくると思う。学級数に問題はないのか。また、PTA とはどのような話し合いをしているのか。現在でも PTA では講師を呼んで母親教室や父親教室を開いているが、呼べる講師が教師 OB 等に限定されていて非常に少ない。もっと指導できる人を増やしていくべきではないか。

○指導室長

PTA との関係は大切であると考えており、各学校においても話し合いを深めている。

○教育長

いじめ・不登校が話題になった頃、家庭がしっかりしていないからいじめ・不登校が起こるのだという流れで「家

庭崩壊」という言葉が取り上げられ、いじめに遭っている子や不登校の子を切り捨てようという動きまで一方にはあった。その後不登校はどの子にも起こりうるものだ、と流れが変わった。今回の「学級崩壊」も一つの学校のああるクラスという小単位で発生している場合は教師の力量が大きく影響している。教師が熱心過ぎる場合もあるが、実際の学級の経営に充分注意が行き届いていない、学級間の連携に弱点がある等の場合は児童生徒ではなく教師自身が自分の教育に対して情熱や自信を失いがちで、今度は教師が切り捨てられるといった傾向が見られる。教育委員会では、こうした言葉が一人歩きすることに非常に危険なものを感じている。やはり学校が一丸となり、複数教師による指導、PTA・地域の手助けも必要だと考えている。また、学校全体でこうした問題が発生している状態では学級編成が問題になると思うが、小樽市の場合、すでに 1 学級 27.5 人位までになっているので、学級の人数はあまり関係ないと思う。ともあれ、教師の自信を失わせたくないのも、教育委員会としては、各学校の生きた指導体制に力を入れて問題を克服していきたいと思う。

○佐藤(幸)委員

教師の平均年令・男女比はどうなっているのか。

○(教育)総務課長

平成 10 年度で、小学校が、42.3 歳・男女 50% ずつであり、中学校が、41.0 歳・男性 63% 女性 37% となっている。

○佐藤(幸)委員

この観点から何らかの対策がとれないか。

○教育長

全国の事例を見ると、男女を問わず本来自信を持つべき 35 ~ 40 歳代の教師が自信を喪失しており、それが原因ではないと考える。

○佐藤(幸)委員

親に対する活動の活発化を要望しておく。

行政改革について

9・10 年度で 60 人削減したというが、財政効果はどの程度あったのか。

○(総務)濱谷主幹

9 年度が 1 億 8,800 万円、10 年度が 2 億 1,000 万円である。

○佐藤(幸)委員

人勤についての考え方は守っていくのか。人勤による昇給分はどの程度あるのか。

○職員課長

10 年度については、昨年 4 月 1 日に遡って平均 0.7% の給与改定があり、その差額とさらに扶養手当・単身赴任手当等の増額を含めると、全体で 1 億 3,200 万円程度である。人勤は、公務員の中立公正な職務遂行の確保の面から労働基本権に一定の制限が課せられていることの見返りとして、社会情勢に適応した給与を確保し民間との格差を是正するために実施されている。市も同様の考え方から、前述の改正を行っている。ただ、道内では一部未実施の自治体も出てきており、組合との協議の関係もあるが、他都市の動向を見守りたい。

○佐藤(幸)委員

1 億 9,000 万円程度の削減効果が出ても、人勤分の 1 億 3,200 万円で相殺されてしまう。そう考えると、4 年間の人員削減で 19 億円程度というが、実質的にはどの程度になるのか。

○職員課長

予算上、来年度は 30 名削減し対前年度比で 3,900 万円程度がさらに削減となる。

人勤等のいろいろな増減もあるので、それだけをとらえていくら削減になるとはなかなか言えないが、昨年に比べ

0.2%の予算減になっている。

○佐藤(幸)委員

人勧で民間との格差を是正するというが、小樽市の場合は民間が下がっており、むしろ格差は開いている。その中でいつまで続けていられるのかと思う。財政再建団体に向かって進んでいるのではないということも危惧されるが、もしそうなれば人件費・人員の関係はどうか。

○財政課長

一般的に財政再建団体は標準財政規模の20%の赤字を出すと対象となる。その場合、職員数や人件費がどの程度になったらというような個々の目安はないが、再建にあたり国から厳しくその面の指導がなされると考える。

○佐藤(幸)委員

私は議員数は人口に応じたものと思うが、職員数も人口に応じていると思うがどうか。

○総務部長

職員の適正数というものは行政需要にもよると思う。市立病院、港湾、保健所を持っている要素もあり、一律に人口比というわけではない。ただ、職員数の適正化にあたり行政需要とマッチしているか常に点検すべきと思う。

○佐藤(幸)委員

職員定数改正概要によると、病院は13人減、消防は増減ゼロであるが、これについてどのように考えているのか。

○職員課長

現行の定数条例は昭和63年に改正されて以来10年以上経過している。昭和63年5月1日と比べても定数と現員に241人の開きがあるため、現員に合わせるべく今回の条例改正を考えている。消防については、293人で提案しているが現員は287人であり開きが小さいことから、そのように提案している。病院についても同様に考えている。

○佐藤(幸)委員

小樽の地形の問題もありそう簡単にいかないと思うが、将来的には削減も考えていかなければならないと思う。

行革の財政効果の総額53億1,000万円の内、人件費削減分は19億円とする一方で、市税収入増を14億円としているが、これはどのようにして増収を図るのか。

○(総務)濱谷主幹

収納率向上対策による市税・国保料・保育料等社会福祉関係の収入増のトータルを、そのように見込んでおり、平成12年度までの見込みアップ率を調定額に掛けて算出した。

○佐藤(幸)委員

そう簡単に漸増するとはとても思えない。使用料・手数料の見直しで14億6,000万円というが、これについてはどうか。

○(総務)濱谷主幹

計画策定段階で、産業廃棄物処分手数料で9年10月から改定された分、下水道使用料で9年4月1日から改定された分、し尿手数料で10年度以降改定見込みだったものも含め、その他個々に原部で予算編成時期において見直した各種手数料も合計している。

○佐藤(幸)委員

これまでに、どの程度の財政効果をあげているのか。

○(総務)濱谷主幹

9年度は9億3,500万円であった。10年度は現在未確定の収納率部分を除き7億8,000万円(見込)である。

○佐藤(幸)委員

そのペースでいくと、4 年間で 35 ～ 36 億円程度ではないかと思う。起債償還のピークを平成 15 年に迎えることになる。しっかりした考え方をもって目標に向かってほしいがどうか。

○総務部長

行革の進行管理はきちんとやっていかなければならないと思う。また、収納率向上は昨今の経済状況下で難しい面もあるが、人件費の削減についてはほぼ毎年 30 人ペースで進めていきたい。病院関係の人員については、統廃合も視野に入れ、どの程度の規模が適正か検討しそれに伴って確定されるものとする。

○佐藤(幸)委員

行革に関しては、新市長の考えで変わってくる部分もあるかと思うが、基本的にはそのようにすすめてほしい。

地方議会制度の改正について

自治省から出された地方議会に関する制度改正の概要はどのようなになっているか。

○(総務)総務課長

地方分権に伴い昨年 5 月に出された地方分権推進計画を受け、関係法令の整備を今国会に一括提案する準備のため進めている中の一つとして、地方自治法改正がある。情報を入手した中では、議員定数に関わる部分や、機関委任事務を自治事務や法定受託事務に切り替える部分等、相当のボリュームになると予想される。

○佐藤(幸)委員

平成 15 年 1 月 1 日施行予定で、次の総選挙までに議員定数を削減せよという内容である。また、議案提出要件や修正動議の発議要件も緩和されている。これまで、現行法上の議員数は上限数なのか、法定数なのかという議論もしてきたが、今回の通達では上限数となっている。これについてはどのように考えているのか。

○(総務)総務課長

議員数については、現行法では法定数となっており条例に関わらず決まっている人数となるが、減らす場合には条例で定めることとなっており、現在 98%以上の市町村が減数条例を持つと言われている。今回の改正骨子には、今後は法定数ではなく上限数として定め、定数はあくまでも各自自治体が自主的に条例化するものとの考えのようである。区分もこれまでの 18 区分から 11 区分と大括りとなっている。

○佐藤(幸)委員

我が党は 3 定・4 定と定数条例改正を主張してきたが、残念ながら 36 人のままとなった。全国の市及び特別区で改正案の上限値を超えているのは 48 団体あり、小樽もその中の一つに入っている。今後 4 年間の内に 34 人にしなければならず、その時点でまた 34 人でよいか議論もしなければならぬと思うが、従来我々の主張してきたことが正しかったという思いがする。

○大畠委員

学校健診について

平成 6 年度から 10 年度までの実施状況はどのようなになっているのか。小中学校で行われている科目はどうなっているのか。

○学務課長

科目	内 科	耳鼻科	眼科	歯科	寄 生 虫	尿	結 核
内容	栄養状態・内臓疾患等	耳鼻咽喉科疾患の有無	眼科疾患の有無	虫歯・不正咬合	蟻 虫 の 有 無	糖・蛋白・潜血	ツ 反
対象	小 中 全 員	小 1 の み	小1・4、中1	小中全員	小 1 ～ 3	小中全員	小1・中1

平成 7 年度以降、小 1・中 1 を対象にした心電図による心臓検診が追加されている。

○大畠委員

これらの目的は何か。

○学務課長

早期発見と健康の保持増進である。

○大畠委員

これらは学校教育法で定められた範囲か。

○学務課長

学校保健法で定められている。

○大畠委員

11 年前にある小学校で養護教諭が父母向けに発行した「保健だより」が手元にある。

「小樽市では今年も 4 年生の希望者を対象に心電図検査が行われるようです。この検査は心臓のお医者さんの希望で行われる。また、それぞれの分野のお医者さんからもっと精密な検査を学校で実施したいという話が来ています。医学がどんどん進歩している時代なので、新しい精密機器を用いた精密検査を否定するわけではありません。しかし、学校という教育の場がだんだん病院のように精密な検査をするようになることには疑問と不安を感じる。他の地域では子ども全員が過去の病名が分かっている子ども希望していない子どもほとんど強制的に受けさせられている。そして昔の徴兵検査のように子どもの健康状態が国に情報として集められている。健康を前面に出しながら陰に隠されているものがあるようで何か恐ろしい感じがします。」とある。私は、健康診断の目的は課長の言うとおриと思うが一部の養護教諭からとはいえ、こうしたものが配られていた。今はどうなのか。

○教育長

学校健診は学校保健法施行規則に基づいて行われている。10 年程前から、運動会での突然死や水泳中に死亡する子どもが相次ぎ、その地域の医師・学校の配慮によって、心電図検査や聴診器による心音検査が行われるようになった。その後、修学旅行・見学旅行の前に検査するようにとの通達も出るなど紆余曲折がある。結核検診も昔は全学年で行われていたが病気が沈静化して小中各 1 年生に限定された。当該保健だよりも制度が未整備の頃に書かれたものと思う。現在は、心臓検診は当然のことになっており、事後の指導についても保健法のなかで定められている。また、道や国が情報管理しているという点は間違いである。高校入学の際、中学校での健康の記録を送付するが、個人の記録なので絶対に校外に出したりせず、本人に詳しく尋ねることは余程でない限りしないので、そうした心配はないと考える。

○大畠委員

そのとおりだと思うが、一部に間違っただけを子どもに持たせていたことに問題がある。この教諭がまだ同じように健康診断を考えていたら、ぜひ指導すべきと思う。

また、心臓検診の希望者は現在どのようになっているか。

○学務課長

今年度の受診率は、小学校で 92%、中学校で 99% である。

○教育長

父母への通知等については、さらに実情を把握していきたい。

○大畠委員

要再診の子どもにはどのような対応をするのか。

○学務課長

結果を文書にして子どもに持たせ再検査を受けるように指導している。再検査の結果治療が必要だというケース

は幸いにしてない。

○大畠委員

歯科検診については、以前は「小樽方式」であったが、その後改善されたのか。

○学務課長

以前に指摘を受けた時点から時間をかけ学校側・歯科医師会と話し合い、現在試験的に改善しており、昨年は 3 校で全校生徒について実施している。

○大畠委員

将来についてはどのように考えているのか。

○学校教育部長

学校保健法の様式に準じた形で行うのが望ましく、試行結果を踏まえさらに拡大していきたい。

○大畠委員

児童生徒の健康を守るため、正常な形で続けられることを要望する。

児童生徒数の変遷について

戦後 50 年経ってどう変化してきたのか。ピークはいつ頃だったのか。

○学務課長

(単位;人)	昭和 2 5	昭和 3 5	昭和 4 5	昭和 5 5	昭和 6 3	平成 1 0	ピーク時
小学校	23,198	26,668	16,287	16,374	12,203	7,528	29,363(昭和33)
中学校	10,486	12,927	8,238	7,658	7,705	4,655	15,991(昭和35)
合 計	33,684	39,595	24,525	24,032	19,908	12,183	41,059(昭和33)

○大畠委員

正に激減である。一方、教職員数は昭和 33 年と現在ではどのように変化しているか。

○(教育)総務課長

33 年の資料はないが直近の 41 年で小学校 530 人・中学校 309 人、平成 10 年度はそれぞれ 391 人・271 人となっている。

○大畠委員

生徒数が激減している割に教員の減少は少ないように思えるが、1 学級の生徒数が減っていることにも因るのかと思う。

卒業式について

児童会や生徒会中心に執り行われているが、このようになったのはいつ頃からか。

○指導室長

学校行事の中の儀式的行事として位置付けられており、その運営に関しては、校長と教職員が話し合い、行事の趣旨を踏まえて式を執り行っていると考えている。

○大畠委員

実態は子供たちが主導しているのではないか。先生も親も自分達が卒業する時もそうであったからそれが当たり前になっている。しかしそれでは「式典」の厳粛さに欠けているのではないか。現場と指導室の考え方に乖離があるのではないか。

○教育長

式典は学習指導要領に定められており、卒業式・入学式は儀式的行事になっている。ただ式次第や進行の仕方は定めがなく、道内の小中学校は司会進行を児童生徒に委ねるという場合もあるし、儀式的部分の終了後、吹奏楽演

奏をしたり歌を歌ったり簡易な演劇をしたりということもある。公立の学校の 6 割位には「厳粛な」イメージが残っているが、それでもだんだん変わってきている。具体的に表れたのは埼玉県所沢高校の一件である。校長は厳粛さを望み、先生・生徒は全校参加型にしたいという意見が拮抗している状態である。成人式の変化も非常に激しいのもご存じのとおりだが、我々としては校長・教職員・PTA の考え方も踏まえて、児童生徒を未来へ向けて温かく送り出すというところに力点を置いて、厳粛な中にも楽しさ・明るさを持った未来に希望の持てる卒業式でありたいということで指導している。

○大畠委員

国旗の掲揚について、これまでの状況はどうか。

○指導室主幹

		平 5	平 6	平 7	平 8	平 9
小学校	式場	9	8	9	5	4
	塔	7	7	8	7	8
中学校	式場	1	1	2	-	-
	塔	9	8	7	9	6

(単位 ; 校)

○大畠委員

イカ電ネットについて

平成 9 年のスタート当初は加盟店 50 店・参加数 273 世帯(配達エリア内)・404 世帯(全体)だが、平成 11 年 2 月現在は 36 店・213 世帯・319 世帯といずれも減っている。問題はこの減少の原因である。また、イカ電ネット協議会は補助金の申請はしているのに、新年度予算に補助金 300 万円が計上されていないのは何故か。

○(経済)竹内主幹

当初は物販店以外の病院や歯科医院等の参加もあったが、費用対効果が少ないとの理由から減っている。世帯数の減については、通信費用の節減のためファックスを送っても反応がないところにアンケートを行い、今後送信希望なしと回答した部分が減少している。

また、12 月 1 日付で補助申請を受けており、11 年度も補助したい旨要望している。ただ政策的部分でもあるので、当初予算には計上していない。

○大畠委員

この事業について市は将来的にどう考えているのか。

○(経済)竹内主幹

事業が軌道に乗るまでは支援したい。ただ、状況が好転すれば別の考え方も出てくると思うので推移を見守りたい。

○大畠委員

あるイカ電幹部と話したところ、市の補助金はパートの人件費に消えてしまうので、他地域にも広範囲に物販を展開し、何とか利益を得て補助を必要としない体質に転換したいとのことである。一時はやめようかとも思ったが全国から視察が訪れやめるわけにいかないと言う。将来に向け一生懸命取り組んでいるが、商売だから利益が出ないと加盟店が減っているのも事実である。市はどんな支援を考えているのか。

○(経済)竹内主幹

問題点はいくつかあるが、イカ電ネット協議会としても工夫し、定番カタログを配布したり、企画商品を開発・販売している。これには東京・関西小樽会にも紹介するなど市も協力している。大切なのは取扱量を増やし経費を削減することだが、市としても相談に乗りながら今後とも支援していきたいと考える。

○大島委員

フィッシュミールについて

残金の未納や時効が迫っていることについて、毎回のよう質問してきたが、連帯保証人に対してこれまでどのように取り組み、現在どのような状況にあり、やがてくる時効時期についてどのように考えているのか。

連帯責任者に対し請求しているというが、この 10 年間、1 億 5,780 万円の内 1 円も納入がない。こんなことが許されていいのか。一方では、公営住宅使用料滞納者については裁判に訴えて強制的に立ち退きをさせ、また、国保料未納者についても窓口で支払いを約束させ、それでも納めない者については資格証明書を与え病院にかかったら領収書を持ってこさせておきながら、この状況は全くおかしいと思う。市民は納得しない。この件については部長が商工課長時代に深く関わっていた。部長自身は責任を感じてるのか。また、今後どうしようとしているのか。

○経済部長

この件については再三ご指摘を受けており、私もその当時担当していた立場で何か対策がとれないかと感じている。連帯保証人の方々には、当時から状況も相当変わっており、当時のいきさつをさらに理解してもらい支払ってもらうような形をお願いしたい。特に連帯保証人の内で死亡している方については、その遺族にも話をしてきた経過がある。現在の状況を見ると、例えば、この不況下の会社経営ではなかなか払えない、あるいは遺族として話はあるが今すぐ 1 億 5,780 万円もの金額を突きつけられても払えないとのことから、我々としては何とか支払いの努力をしてほしいと話している。また、時効についても、単純には平成 13 年 3 月末が第 1 回目ということになる。そういうことを考え、連帯保証人や関係者にも支払いについて検討してもらおうということで話してきている状況である。

裁判については、確かに他のセクションではある訳だが、基本的には支払能力があるのに払わない、誠意が見られないという場合ではないかと想像するわけだが、そのことを考えると、再度その辺の話を含めて納入を実行してもらおうさらに努力していかなければならないと思う。また、私も関わってきた部分があり、その辺の責任については非常に強く感じている。

○大島委員

民間では、銀行から金を借りる保証人になった場合、借りた方が払えなければ保証人は私財を競売にかけても取られる。それほど厳しいものである。連帯保証人となれば、それ以上の責任がある。責任を感じるだけでなく実績を上げよ。

休憩 午後 3 時 17 分

再開 午後 3 時 45 分

○新野委員

家畜伝染予防法に基づく港指定について

新港が指定を受けた場合検疫取扱量への影響も考えられるというが、どの程度か。

○港湾部主幹

現在、在来船で小樽港に入るマトンを中心とした貨物が約 6,000 トン、苫小牧経由で陸送され小樽港に入る貨物が 1 万 8,000 トン、合計 2 万 5,000 トン弱の畜肉が小樽港で動物検疫を受けている。この内在来船で入るマトンと苫小牧経由で入る食肉関係を合わせて約 9,000 トンが小樽の冷蔵庫に直接保管され、約 1,700 ~ 2,000 トンが小樽港の検疫を受けた後、新港の冷蔵庫に保管のため移動している。その他約 1 万 3,000 トンは札幌市内の冷蔵庫に保管されている。

新港の指定により、新港に運ばれている 2,000 トン弱が直接新港で検疫を受けることになるので、その分が検疫業務の中で取扱量の減になる。その他、札幌に運ばれている畜肉関係も業者の判断によっては新港で検疫を受

けることになるかと考えている。

○新野委員

関係業界では、直ちに在来船への影響はない、あるいは誘致企業も含まれている、さらには苫小牧が港指定に向けて動いている訳ではない等という意見があるが、その他に業界の意見としてどのようなものがあるか。

○港湾部次長

小樽市域に誘致した企業が多いこともあるが、苫小牧経由で入る貨物の影響はあるだろう、あるいは在来船で入るマトンのコンテナ化は今のところ考えられないことも含め、現在の 6,000 トンについては直接の影響はないだろう等、様々な意見がある。新港背後地にある冷凍・冷蔵庫にも保管されることから、影響は多少出てくると理解している。

○新野委員

小樽港湾振興会港湾研究会、小樽冷凍事業協会、小樽倉庫事業協同組合でそれぞれ協議をしたというのが、各会の構成メンバー及び各会との関係について示せ。

○港湾部次長

小樽港湾振興会港湾研究会は、同振興会の下部組織で港湾関係の問題について意見を集約しながら小樽港・新港の問題点を意見交換するものである。小樽冷凍事業協会は、十数社あり、全員が港湾振興会に入っているか確認できないが、ほとんどが参加していると思う。小樽倉庫事業協同組合は、あくまでも倉庫業を営んでいる業者であり、その構成メンバーも振興会と一部重複しているかと考えている。

○新野委員

中身としては同じ会社が集まって振興会としてまとめていると理解してよいか。

○港湾部次長

ほとんどの業者が振興会に入っているので、そのように理解して結構である。

○新野委員

本会議では市長から「小樽としては権益をそこなうことのないよう十分留意し、指定検疫物の種類を限定する等、指導調整されるよう北海道に対し、強く申し入れを行うと考えている。」という答弁があったが、その見通しはどうか。

○港湾部次長

道は管理組合から動物検疫の指定の要請を受けている。道には本来道内各港湾の権益維持のために調整してもらいたいと話しているが、許可するのはあくまでも国である。小樽港も含め、道内各港の均衡ある発展という趣旨から、管理組合にも道に要請するときにはそのようなことも踏まえながら対応してもらいたいと考えている。

○新野委員

小樽市の希望が叶えられるように努力してもらいたい。商工会議所・振興会としてはやむを得ないという状況であると思う。小樽市が誘致した企業もあるということもあり、また、そのようなことも踏まえて将来に向けて努力してもらいたい。

小中学校の適正配置について

生徒数は 5 年後、10 年後一体どうなっていくのか。10 年度は 1 万 2,183 人だが 11 年度の新 1 年生の入学者数・クラス数はどうなっているか。また、最も少ない学校の入学者数はどうか。

○学務課長

推計値で、平成 15 年度には小学校が 6,634 人・中学校が 3,649 人で合計 1 万 2,833 人となり、平成 20 年度には小学校が 6,276 人・中学校が 3,285 人で合計 9,661 人となっている。

11 年度の新 1 年生は、小学校では 1,141 人・44 クラス、最少は豊倉小の 5 人である。中学校では 1,428 人、最少は忍路中の 15 人の見込みである。

○新野委員

10 年後は約 3,000 人減る。その頃の小中学校数はどうなるのか。これからの学校環境整備においてもそうしたことを念頭に入れなければならないのではないかと。

○学校教育部長

適正配置計画の中で、中長期的な児童生徒の動向を見ながら基本方針を作成し、その中で今ご指摘の面も含めて考え方を詰め、さらに実施方針・実施計画を策定する中で基本的な考え方を示していきたい。

○新野委員

それはいつ頃発表される見通しなのか。

○学校教育部長

基本方針は明後日の総務常任委員会で示したい。具体的な数値等については実施方針・実施計画の中で示していきたいと考えている。

○新野委員

ジャンプ台の今後の利用について

国体も終了し、今後の望洋シャンツェの利用は決まっているのか。今夏や来冬は何か計画があるのか。

○社会体育課長

来冬は、全道高校ノルディック大会が開催されると聞いている。また、日本インカレ開催の打診もあるやに聞く。スキー連盟とも協議しながら大会誘致に努めていきたい。夏季利用については、ブレーキングトラックが平らなのでいろいろな活用方法が考えられるがグランドゴルフ協会から使用申し出があり、今のところ支障はないのではないかと考えている。その他に、フリーマーケットや野外コンサート等への利用に向けても方策を考えている。また、現在、パークゴルフ協会から雪中ゴルフ大会開催の申し出があり、支障がない範囲で利用してよい旨回答している。

○新野委員

市民が広く利用できるように、足を向けやすくなるような土台作りをすべきである。

平磯運動公園の整備について

工事は終了したのか。

○社会体育課長

11 月末に完成しているが、不備があれば春先に手直しする予定である。

○新野委員

今回フェンスが設置されたので、以前よりも管理が行き届くのではないかとと思うが、使用料は据え置くのか。

○社会体育課長

水はけを中心に整備したが、野球ボールが崖下に落ちないようにフェンスを設けた。合計で 8,500 万円の経費がかかっている。使用料は従前どおりとしていく。

○新野委員

これまでグランドは学校教育の一部として桜中が使っていたが、今後はどうなるのか。

中学校寄りの小グランドはどうなるのか。

○社会体育課長

クラブ活動のために貸す予定である。また、小公園は土木部公園課の所管である。

○新野委員

片やきちんと整備し、所管が違えば先の見通しもないとは納得がいかない。常々、タテ割り行政をやめてヨコの

連携を図るべきと言っているが、この問題もそうではないか。

○総務部長

日頃から各部の連携ということは言われており、ご指摘を土木部にも伝えていきたい。

○佐々木(政)委員

生涯学習広場について

現在市内に何カ所あるのか。

○(教育)菊地主幹

教育委員会主催が2カ所、物品等を援助する形で協力しているところが2カ所ある。

○佐々木(政)委員

銭函地域に初めて開設され成果を上げたが、年々参加数が減少傾向にある。その大きな理由は予算である。2年間は市で予算を確保してくれるが、3年目から地元負担となっている。張碓も含めて一緒にやっており、現在連合町会から助成を受けている。指導員も手弁当の状態であり、各地区あたり5万円程度の市の助成があれば、あとは地元でやっていけると思う。今後どのように進めていこうと考えているのか。

○社会教育部長

生涯学習を広めるうえで1つのモデルとしてほしいとの観点で進めている。高島・銭函地区に最初に取り組んでもらい、やり方に慣れてもらってから徐々に他地区に広げていく手法をとり、将来的には13カ所程度にまで指導を進めていきたいと考えている。地区毎に補助金を出すことは難しく、新たな地区に進めていく中で、その地区での生涯学習のあり方を考えていってほしい。

○佐々木(政)委員

近隣の石狩市をはじめ各市ではかなりの予算をもっている。開設だけでなく、それを息長く続けてもらうためにも必要なことだと思う。実際、数多くのメニューを通じて参加者の地域内交流が深まっている。生涯学習の精神に鑑みて予算を再考できないか。

○社会教育部長

まずはなるべく早く広場を全地区に広げ、その後に各地区への対策を考えていきたい。

○佐々木(政)委員

広げていくのであれば、新年度予算も増えるのが普通だと思うが、前年度予算32万円に比べ、11年度予算は30万円と減っている。やはり逆行しているような気がする。些かの金額で悩んでいる地域の実態も考えて検討する必要があると思う。

新年度の企業誘致対策費745万円の内容及び前年度の成果はどうであったか。

今年度の観光客入込数の見通しはどうか。

○(企貿)小林主幹

新年度の主な内訳は、石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会負担金が200万円、関西小樽会運営補助金が230万円、旅費が105万円、企業訪問に伴う車輛借上げ料等が40万円となっている。10年度企業誘致実績としては、銭函工業団地に隣接する㈱ミツイ所有地内に、地ビール製造の㈱アレフが新規操業している。

○観光課長

上半期(4~9月)は昨年並に順調に推移し、下半期は特に宿泊客・道外客中心に順調に推移している。国体や雪あかりの路の効果についても分析中だが、相当の入込みがあったので昨年以上の伸びになるものと思う。全体では600万円程度ではないかと思う。

○ 佐々木(政)委員

地域の雇用にも波及するので、もっと積極的に企業誘致に努めてほしい。

○ 西脇委員

マイカル地区の児童について

マイカル関連のマンションが 200 戸完成し、全戸入居していると聞くと、児童数ではどの程度の「マイカル効果」が表れているのか。

○ 学務課長

ほとんどが単身者で、幼児を抱えた家庭が 2 世帯程いると聞いており、当該地区で小中学校に転入申請があったということは聞いていない。

○ 西脇委員

200 世帯もいて就学適齢期の子どもが 1 人もいないとは期待外れであるが、今後、該当するような児童が転入してきた場合、潮見台小の通学区域内であるが、交通状況を考えても通学は困難ではないかと思う。却って若竹小の方が安全ではないのか。

○ 学校教育部長

距離的には若竹小の方が近いので、部内で検討中である。

○ 西脇委員

校舎整備について

先日、色内小を視察した。廊下は二重窓の構造になっているが 1 枚しか入っていない。

これは何故か。

○ (教育)施設課長

建設当時、結露がひどく、後に入れる予定であったが予算の関係もあって、二重窓にはなっていないと聞いている。

○ 西脇委員

今後はどうする予定なのか。

○ (教育)施設課長

学校とも相談して要望があれば検討したい。

○ 西脇委員

フィッシュミールの未納金の問題について

解除契約者の当人である市長がこのままでは 1 億 5,000 万円もの迷惑を市民にかけたまま辞めてしまうことになるとの観点から、4 定でも質問した。経済部長は回収の見通しについて、企業の経営状況や当事者の高齢化は当時からの問題だったが、状況を見た上で当面の交渉をさらに進めていきたいと答弁しているが、4 定以降、連帯保証人に対していつ、どのような話し合いをしてきたのか。

○ 商工課長

12 月に法人の連帯保証人と会い、今月また 1 件の法人の連帯保証人と会った。法人の近年の経営問題等が厳しく、12 月に会った連帯保証人は、自分の努力の範囲で何とかしたいとの話もあったが、もう 1 件は具体的な支払いについて金額等の問題がまだ詰め切っていないこともあり、7 件の連帯保証人の意思が統一的に調整されている状況にはない。

○ 西脇委員

平野助役は分割でも支払いを求めていくと答弁している。平成 2 年からの課題になっているが 1 円も回収できていない。これはどう考えても異常というしかない。

あえて覚書を資料要求したが、内容を見ると 9 年間で 10 回払いになっている。中でも平成 7 年 3 月 30 日に 1,578 万円、その下欄に平成 7 年 3 月 29 日にまた 1,578 万円を返済するとなっている。何故 30 日が先で 29 日が後なのか。また、何故 1 日おきに 1,578 万円が支払われるとなったのか。

○ 商工課長

これについていろいろ調査したが、10 回払いという形の中でこのようになった経過はあるようだが、何故同じ年度の同じ月に 2 回となったのか、今のところわからない状況である。

○ 西脇委員

このことについては助役に改めて尋ねる。

○ 平野助役

確かにご指摘のようになっているが、これについては私自身も承知していない。

○ 西脇委員

それでは、市長が判を押しているから市長を呼んで尋ねるしかない。

○ 経済部長

これについては、ひとつにはもう原魚のイワシを確保できないこと、国際価格で競争できないこと等の当時の状況からして、これ以上協業組合を継続することは無理と判断し、企業側から操業停止の申し出があり、それを受けてどのような処理ができるかいろいろ議論した中で原契約解除の契約をするとなった。基本的には元に戻ったわけだから、全納されれば、建物・機械・施設等すべて協業組合に渡るわけだが、それが履行できないことから最初に戻って、市の公有財産をその期間使用したということで使用料をはじき出した結果として、1 億 5,780 万円が不足するという状況になった。これを 10 回で支払うという合意に達して、ご存じの通りの結果になったわけで、今ご指摘のあった逆転した形の中で、しかも 1 日違いで 2 回の支払いという部分については、実は契約時点で私が商工課にいたわけだが、この辺の状況というのは詳しく思い出せないという状況である。

○ 西脇委員

こういう場合は、10 回払いなら 10 年で返済するというのが常識ではないのか。だから本来であれば平成 12 年の 3 月までに 1,578 万円ずつ均等払いするとなるのが普通ではないのか。それとも確実に平成 7 年には何かの事情で支払いが可能になるということだったのか、どちらかである。部長が当時の課長ならもう少しわかるように答弁してほしい。このままではこれは繕った覚書で、始めからお金をもらう意志もなかったし、払う意志もなかった、そういうでたらめなものだと思われても仕方がないのではないのか。

○ 経済部長

当時、返済について例えば自己の所有する土地を担保にする等、いろいろな議論があった中で、日付の逆転というものも出てきたのかと思うが、現実問題として履行されていないので、結果として日付が逆転しているということとは不自然だとは感じている。

○ 西脇委員

誰も本当のことがわからないのなら、市長を呼ばなければだめか。

○ 平野助役

確かに市長の公印を押しているが、職責があり、市長がこの席に来て私自身も担当助役として中身がわからない。したがって、市長から明快な回答は出ないと思う。必要があれば経済部の中で精査をさせていただきたい。

○ 西脇委員

では、総括質疑の日までに答えが出せるように調べてほしい。いずれにせよ、この問題は、1 億 5,000 万円もの大金が焦げ付いたまま市長が辞めてしまわぬうちに、どこかでけじめをつけなければならないのではないのか。たていわ丸の事故でも処分を考えると、この場合はその 5 倍以上も市民に迷惑をかけるわけだから、黙って

見過ごすわけにはいかない。何らかの処置が必要だと思うがどうか。

○平野助役

残念ながら 1 億 5,000 万強の納入がないという実態はご指摘の通りである。ただ、当時の保証人が死亡したというような事情もある。しかし、やはり額は別としても誠意は見せてもらうべきだというのが基本である。議会のご指摘に理解を示している方もいるようなので、今しばらく粘り強く話し合いを続けていきたいと考えている。

○西脇委員

今月の 30 日で満期が到来する。そして平成 3 年度分は時効が間近という問題も絡んでくることからしても、粘り強くもよいが、やはり適切な対応が必要と思う。いずれにせよ市側ももらう気がない、相手も払う気がないというのが今日までの姿だと思うが、これは許されないことなので、この点については総括質疑の日に回したいと思う。

家畜伝染病予防法に基づく港指定について

現在小樽港で扱っている検疫の実績は 2 万 4,600 トン、このうち実際に港指定を受けた場合の影響は 1,770 トン程度と理解して良いか。

○(港湾)小田主幹

現在、新港で取り扱っている数量はそのとおりであるが、その他に約 1 万 3,000 トン強が札幌市内の冷蔵庫に保管されている。これらの一部は新港で動物検疫を受けて札幌市内に戻るのか、あるいは小樽港で検疫を受けて札幌市内に戻るかは不明であるが、それらについても影響が出てくると考えている。

○西脇委員

小樽港に在来船で入っている貨物が 6,190 トン、苫小牧経由で入る貨物が 1 万 8,400 トン、このうち 1 万 5,000 トンは小樽で検疫を受けて札幌に戻る。新港が港指定を受けたら、この 1 万 5,000 トンはわざわざ小樽港に来る必要がなく、新港で検疫を受ければよいことになる。結果的に、小樽では在来船による 6,000 トンと本来小樽が必要としているマトンの量、2,500 ~ 3,000 トンだけが残ることになるのではないか。

○港湾部次長

小樽港の検疫で扱っているのはマトン以外も含めて 2 万 5,000 トン程あるが、小樽にはマトンとしては 6,000 トンと、現在検疫で扱っている 2,500 ~ 3,000 トンが残っている。これらについては新港が指定になった場合、全部が新港に行くかどうかははっきりしないが、一部は流れていくと考えている。

○西脇委員

港湾振興会や会議所は、「苫小牧が検疫指定に手を挙げなければ、新港の港指定に了解する」ということである。しかし、直接小樽の冷蔵庫の関係者に話を聞いたところ、本音は反対だが市の立場を考えてこのようにせざるを得なくなったと言う。小樽市域の業者にはまとめ役がいないので、過去の経緯も分からないため、結果としてこのような要望書が出てきたということである。議会・市としてもこれまでの実績や権益を守るという立場に立つことが大事と思う。全会派が一致して新港の港指定に反対という結論が出た場合に、市はどのように対応する考えか。

○小原助役

業界でもいろいろ意見があり、非常に難しい問題であると認識しているが、既存の権益は守っていくべきというのが基本的な考え方である。港指定については従来は冷凍専用船で入っていたが、輸送技術の向上・物流の効率化の中でコンテナ船が使えるようになり、今ではコンテナでの取扱いが相対的に多くなっている。

まず、冷凍専用船で入ってくるものに影響があるかを検討した。一方、現在小樽港はコンテナ貨物は扱っていないが、苫小牧港経由のコンテナ貨物は、小樽港が動物検疫の指定を受けていることから、検疫を受けてその何分の 1 かは小樽の冷蔵庫に入ってくる。新港背後地の小樽市域には大きな冷蔵庫業者が 4 社ある。港指定により、これから太平洋・日本海側・それ以外からも冷凍コンテナの拡大を図っていききたい。また小樽でもコンテナを扱えるエ

リアを設けるべく努力している。難しいのはどちらも小樽の関係業界であるということであり、少なからず影響があるが、太平洋側から日本海側へ、他の地域から日本海側で総体の貨物を取り扱うということも大事な問題と考えていた。いろいろな不安・影響があるので、その点については話し合いの中で条件も含め、検討していかなければならないと考えている。

○西脇委員

議会が一致して新港の港指定に反対した場合、市としてどのような態度を取るのか。

○小原助役

振興会・商工会議所・関係業界・議会の意見を総合的に判断しながら市の方向付けをしていかなければならないと考えている。

○西脇委員

新日本海フェリーの問題にしても、道と話し合うということでこれまで来たと思う。しかし、結果として小樽の意思が無視された形で現実に進んでおり、道にものを言うときにはよほど心しなければ足をすくわれる。泣きを見るのは小樽だけという事態になる心配があるので、何とか議会が一致して苦小牧に手を挙げさせないという立場から、新港の港指定は反対すべきではないか。その点を十分に踏まえて、市は対応してもらいたい。

○小原助役

これはいろいろな意見があり、非常に難しい問題であると考えているので、議会の意向を聞きながら慎重に対応していきたい。

○高階委員

国旗・国歌について

この問題で広島の高校の校長が県教育委員会と現場の板挟みになり自殺したと報道されその後政府は日の丸・君が代の法制化に急に動き出している。共産党も容認しているかの如き誤報も見られるが我々はそのような立場ではない。本市においては、未実施校にはどのように対応しているのか。

○教育長

学習指導要領の指導にしたがい、教職員の共通理解を得ながら国旗掲揚・国歌斉唱を指導している。

○高階委員

実施してほしいと言う根拠は学習指導要領だということだが、それには「日の丸・君が代」として書いてあるのか。

○教育長

そのように考えて指導している。

○高階委員

指導要領にはそう書いてあるのか。

○教育長

書いていない。

○高階委員

「国旗・国歌」をただちに「日の丸・君が代」と言うのは飛躍だと思う。学習指導要領には、「儀式的意義を踏まえて…」というくだりもあるが、その「意義」とは何か。

○指導室長

入学式や卒業式といった学校生活の折り返しに当たり、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活への動機づけと国際社会の一員としての自覚を持つ意味で大切であるとする。

○ 高階委員

それは「行事」の意義である。学習指導要領には、国旗＝日の丸、国歌＝君が代とは書いていないが、そういうものだということで進んでいる。そうだとすれば、国旗・国歌そのものの意義をどのように子ども達に説いているのか。

○ 指導室長

国際化の進展の中で、国際社会に生きる日本人としての資質を養い、信頼される日本人を育成するという観点から、どこの国にもある国旗・国歌については大切なものであると指導している。

○ 高階委員

国旗＝日の丸、国歌＝君が代であるという理由をどのように指導しているのか。

○ 指導室長

いずれも長い歴史の中で慣習化されていると考える。現在、この事件を契機に報道機関で取り上げているが、広く国民に定着しているとの記述が多く見られる。あるいは国際大会において若者達が日の丸を掲げて応援している姿がある。

○ 高階委員

君が代の「君」とは何かと以前尋ねたときに、教育長は現行憲法における象徴天皇制の繁栄を云々と答弁したと思うが、戦中教育を受けた者としては、全く同じ歌が現行憲法の下でも成り立つというのはとんでもないことだと思う。しかし、こうした事件が起きるとむしろ法制化した方がよいと教育委員会では考えているのか。

○ 教育長

学校に指導する場合は、学習指導要領によって指導したいと考える。現在、政府・国会で国旗・国歌の法制化が論議されるだろうということは報道で承知しているが、そのことについては教育委員会としてはコメントしがたい。

○ 高階委員

マスコミで今、朝日新聞社の「論座」のアンケートに共産党が答えた内容が誤解されているようなので、我々の考え方を述べる。一般的には、一国の国旗・国歌を法制化することは構わない。ただその場合に、憲法に謳われている国民主権にかなったものを十分論議して決めるべきで、戦中の国旗・国歌をもって、現在もそうだとするには懐疑的な面がある。外国の例を見ても戦後ドイツやイタリアは国旗を一新した。しかも仮に法制化されても国家的行事ならともかく、国民にすべて右ならえ的に強制する必要はないと思う。

○ 委員長

散会宣告。